

個人情報ファイル簿について

法：個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行分）

政令：個人情報の保護に関する法律施行令（令和5年4月1日施行分）

1 個人情報ファイル簿とは

各行政機関等がそれぞれ保有する個人情報ファイルについて、個々の個人情報ファイルの内容を表した帳簿のこと。作成、公表の義務がある（法第75条第1項）。

2 個人情報ファイル簿に掲載する記載事項

- ① 個人情報ファイルの名称（法第74条第1項第1号）
- ② 行政機関等の名称（同項第2号）
- ③ 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（同項第2号）
- ④ 個人情報ファイルの利用目的（同項第3号）
- ⑤ 個人情報ファイルの記録項目（同項第4号）
- ⑥ 記録範囲（同項第4号）
- ⑦ 記録情報の収集方法（同項第5号）
- ⑧ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（同項第6号）
- ⑨ 記録情報の経常的提供先（同項第7号）
- ⑩ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（同項第9号）
- ⑪ 他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度（同項第10号）
- ⑫ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別（政令第21条第6項第1号）
- ⑬ 政令第21条第7項に該当する個人情報ファイル*の有無（同条第6項第2号）
- ⑭ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第110条第1号）
- ⑮ 行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第2号）
- ⑯ 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（法第117条第1号及び規則第63条）
- ⑰ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（法第117条第2号）
- ⑱ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第3号）
- ⑲ 条例要配慮個人情報が含まれる旨（法第75条第4項）
- ⑳ 備考

*政令第21条第7項に該当する個人情報ファイル：電子ファイルの利用目及び記録範囲の範囲内である紙ファイルのこと。

- 3 個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル（法第75条第2項）
- ① 国の安全，外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル（法第74条第2項第1号）
 - ② 犯罪の捜査，租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し，又は取得する個人情報ファイル（同項第2号）
 - ③ 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって，専らその人事，給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報（同項第3号）
 - ④ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル（同項第4号）
 - ⑤ 法第74条第1項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって，その利用目的，記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの（同条第2項第5号）
 - ⑥ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル（同項第6号）
 - ⑦ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって，送付又は連絡の相手方の氏名，住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの（同項第7号）
 - ⑧ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し，又は取得する個人情報ファイルであって，記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの（同項第8号）
 - ⑨ 本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイル（同項第9号及び政令第20条第2項）
 - ⑩ ③から⑨までに記載する個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める，当該機関以外の行政機関等の職員等の人事等に関する個人情報ファイル（法第74条第2項第10号及び政令第20条第3項）
 - ⑪ 法第75条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって，その利用目的，記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの（法第75条第2項第2号）
 - ⑫ 法第75条第2項第2号に規定する個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める，既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（法第75条第2項第3号及び政令第21条第7項）